

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険事務						
②事務の内容	<p>介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">①居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請手続き②居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請手続き③介護保険負担限度額認定等④介護保険利用者負担減額・免除等(旧措置者、災害減免含む)⑤居宅サービス計画作成依頼(変更)の届出(基準該当居宅介護含む)⑥高額介護(介護予防)サービス費⑦高額医療合算介護(介護予防)サービス費⑧介護認定手続き(要介護・要支援)⑨調整交付金の算定⑩介護保険料滞納者に係る給付額の減額⑪介護保険料賦課⑫介護保険料滞納者に係る支払一時差止め及び滞納保険料の控除⑬介護保険料滞納者に係る支払方法変更⑭介護保険料納付猶予手続き⑮介護保険被保険者証再交付申請 <p>【中間サーバーに係る事務】 番号法の別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、介護保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>						
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table><tr><td style="text-align: center;">[10万人以上30万人未満]</td><td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td><td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td><td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td></tr></table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>【資格賦課】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 資格状況照会 介護保険の資格状況について情報照会を行う。2. 資格異動 介護保険の資格取得・喪失処理等を行う。3. 被保険者証発行・回収 介護保険被保険者証の発行及び回収処理を行う。4. 発行履歴管理 被保険者証の発行履歴について管理・修正を行う。5. 賦課状況照会 保険料の賦課状況について情報照会を行う。6. 更正賦課 保険料の賦課処理を行う。7. 所得資産照会 所得・資産の情報について照会を行う。8. 所得資産更正 所得・資産の情報について更正処理を行う。 <p>【保険料の徴収】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 介護保険料の還付・充当 納付済保険料の還付・充当処理を行う。2. 介護保険料の督促・催告 保険料を滞納している被保険者に対して、督促・催告処理を行う。3. 介護保険料の納付の猶予及び延滞金の減免 被保険者の申請に基づき、介護保険料の猶予及び延滞金の減免を行う。 <p>【認定】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 要介護認定 被保険者からの申請により、要介護認定を行う。 <p>【受給】</p> <ol style="list-style-type: none">1. サービス計画 要介護・要支援と認定された被保険者のサービス計画作成依頼情報を管理する。

	【保険給付】 1. 福祉用具購入 申請に基づき、福祉用具購入費の助成を行う。 2. 住宅改修 申請に基づき、住宅改修費の助成を行う。 3. 特定入所者介護(予防)サービス費 介護施設入所者の申請に基づき、負担限度額認定証の発行を行う。 4. 利用者負担減額 申請に基づき、利用者負担の減額を行う。 5. 旧措置入所者 旧措置入所者に対し、施設介護サービス費、利用者負担の減額を行う。 6. 高額介護サービス費の照会・更新・修正 高額介護サービス費の情報照会および更新を行う。また、入力済の内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。 7. 高額医療合算介護サービス費の照会・更新・修正 高額医療合算介護合算療養費の情報照会および更新を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保険料滞納整理システム、中間サーバー)
システム2	
①システムの名称	国保連合会伝送通信システム
②システムの機能	1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 ※ 国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で国保連合会との間で、データの送受信を行う。なお、通信環境は専用回線を使用している。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	保険料滞納整理システム
②システムの機能	1. 財産調査関係情報の記録 2. 実態調査関係情報の記録 3. 分割納付の履行状況管理 4. 分納誓約書の交付及び分納誓約情報の記録と管理 5. 滞納整理処分関係情報の記録及び管理 6. 納付書の発行 7. 延滞金関係情報の記録及び管理 8. 納付の猶予及び延滞金の減免の申請情報管理 9. 交付要求関係情報の管理 10. 納付交渉の進行管理及び記録 11. 督促及び催告関係書類の作成 12. 納付委託関係情報の記録と管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム)

システム4	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システム）
②システムの機能	<p>1 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。</p> <p>2 コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。</p> <p>3 各業務システムとの情報連携機能 ・各業務システムの情報を税総合システムに連携する。 ・各業務システムに個人住民税情報を連携する。</p> <p>4 団体内統合宛名システム（以下「宛名システム」という。）との情報連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。</p> <p>5 中間サーバー連携機能 番号法の別表第2に定められた情報照会者に提供するための住民票情報を中間サーバーに連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（住民情報系の各業務システム、中間サーバー）</p>
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム）
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。</p> <p>2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</p> <p>4 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（中間サーバー）</p>

システム6									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 どの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border:none;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム7									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)								
②システムの機能	<p>【機構への情報照会】 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border:none;"><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border:none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border:none;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム8	
①システムの名称	電子申込システム
②システムの機能	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請データ取込み機能 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条・47条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 保険給付課 ・ 保険相談課 福祉部 長寿社会政策課 ・ 長寿安心課
②所属長の役職名	保険給付課長 保険相談課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	介護保険に関する記録を正確かつ統一的去行い、事務処理を適切に行うため、全ての対象者の情報を保有し、更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため <p>【4情報】【その他住民票関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人確認資料のため ②資格異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため <p>【連絡先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①届出内容に不明点があった際の問合せのため <p>【地方税関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険料賦課の算定のため ②利用者負担割合の判定のため ③高額介護サービス費の利用者負担段階の判定根拠とするため ④基準収入額適用申請を受けた際の高額介護サービス費の利用者負担段階の判定根拠とするため ⑤住所地特例適用者の保険料賦課算定のため ⑥特別な事情に関する届出について収入状況の確認及び被保険者証発行の可否の判定に要するため ⑦介護保険料納付義務者からの納付の猶予、免除、又は延滞金の減免の申請について、その適法性の判定に収入状況を照会する必要があるため ⑧負担限度額認定証の利用者負担段階の判定根拠とするため ⑨高額医療合算介護サービス費の自己負担区分の判定根拠とするため

		【医療保険関係情報】 ①2号被保険者の医療保険情報確認のため ②高額医療合算介護サービス費計算の際、合算対象の医療保険情報を確認するため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ①保険料代理納付の判定材料とするため ②高額介護サービス費の利用者負担段階の判定根拠とするため ③負担限度額認定証の利用者負担段階の判定根拠とするため 【介護・高齢者福祉関係情報】【年金給付関係情報】 ①特別徴収の対象者の判定根拠および徴収額を算出するため ②介護保険各種事務の実施のため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		健康医療部 保険給付課・保険資格課・保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民票担当部署、地方税担当部署、生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (後期高齢者医療広域連合、国保組合、共済組合、日本年金機構等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (各医療保険者、金融機関等、国民健康保険団体連合会)
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子申込システム)
③使用目的 ※		介護保険の資格賦課・保険料の徴収・保険給付に関する事務の適切な実施のため。
④使用の主体	使用部署	健康医療部 保険給付課・保険資格課・保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		【資格賦課】 ①住民票の異動、年齢到達等に伴う被保険者資格の管理 ②被保険者証の交付 ③所得情報に基づく保険料の賦課 【保険料の徴収】 ①介護保険料の免除の申請を受け、住民税情報を照会することにより収入状況を確認し、納付の猶予を行う。 ②介護保険料の滞納により発生した延滞金の減免申請を受け、住民税情報を照会することにより収入状況を確認し、延滞金の減免を行う。

⑤使用方法	<p>【保険給付】</p> <p>①特定入所者介護サービス費に関する事務 ・住民税情報から利用者負担段階を判定し、負担限度額認定証を交付する。</p> <p>②高額介護サービス費に関する事務 ・住民税情報から利用者負担段階を判定する。 ・被保険者宛に申請書を送付する。 ・国民健康団体連合会より高額介護サービス費該当者の情報提供を受ける。 ・被保険者死亡の場合、届出に基づき相続代表者に高額介護サービス費を支給する。</p> <p>③高額医療合算介護サービス費に関する事務 ・医療保険側から世帯主宛に勧奨通知を送付する。 ・医療保険側が算定した支給決定額に基づき、高額医療合算介護サービス費を支給する。 ・被保険者死亡の場合、届出に基づき相続代表者に高額医療合算介護サービス費を支給する。</p> <p>④他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 ・不当利得の確認およびレセプト返戻を行う。 ・被保険者宛に介護サービス費返還の納付書を送付する。</p> <p><申請管理システム> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等</p>	
	<p>【資格賦課】</p> <p>①届出記載事項と住基情報とを突合させて届出記載事項の確認を行い、各処理を行う。 ③住民税情報と介護保険情報とを突合させて各処理を行う。</p> <p>【保険料の徴収】</p> <p>①②住民税情報と介護保険情報を突合して、各処理を行う。</p> <p>【保険給付】</p> <p>①②③住民税情報と介護保険情報を突合して、利用者負担段階を判定する。 ②③住基情報と届出記載事項を突合して、被保険者、相続人の確認する。 ③介護保険給付関係情報と医療給付関係情報と突合して自己負担額の算定を行う。 ④介護保険給付関係情報と医療給付関係情報と突合して処理を行う。</p> <p><申請管理システム> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。</p>	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<p>[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件</p>	
委託事項1	介護保険システムの保守	
①委託内容	障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
③委託先名	(株)日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	<p>[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
委託事項2	庁内連携システム・宛名システムの保守	
①委託内容	庁内連携システム及び関連システムシステムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	

②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
委託事項3		保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)	
①委託内容		介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に関する被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算 ※ 当該委託業務にあたり、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		窓口関連業務	
①委託内容		以下に掲げる業務の一部 資格取得(喪失)届出書の受付・入力、保険証等交付(再交付)及び管理、給付関係書類届出書・申請書の受付・入力、保険料減免申請の入力、所得申告書受付・入力、保険料更正、過誤納還付、保険料の収納・入金、保険料口座振替登録、保険料納入済証明書・納入済額確認書発行、住所地特例処理、特別徴収候補者決定業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイ・シー・アール	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		保険料滞納整理システムの保守	
①委託内容		システムの障害原因調査、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジュールリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)NTTデータ関西	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
委託事項6		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項7		申請管理システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士フイルムシステムサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (35) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (12) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		番号法 第19条第8号 (別表第2)に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠		番号法 第19条第8号 (別表第2)	
②提供先における用途		番号法別表第2に定める各事務	
③提供する情報		別紙1参照	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 (別表第2の95の項)
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎月
提供先3	番号法第9条第2項に基づく条例を規定し、個人情報保護委員会に情報連携を認められた地方自治体の長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	提供先の自治体が条例に定める事務
③提供する情報	介護保険の資格・受給者・給付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	住民基本台帳事務を所管する部署(市民課・庄内出張所・新千里出張所)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民基本台帳の事務(住民基本台帳法第7条)
③移転する情報	介護保険の資格情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎日	
移転先2	番号法 第9条第1項 (別表第1)に定める同一機関内の事務実施者(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号利用条例第3条	
②移転先における用途	番号法 第9条第1項 (別表第1)に定める各事務(別紙2参照)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報及び他の法令に規定する介護保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会があった都度	
移転先3	福祉事務所長	
①法令上の根拠	番号利用条例第3条	
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づき、豊中市介護保険に加入した外国人住民 ※資格喪失者を含む	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会があった都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<システムで管理される情報における措置>

セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。

<文書類における措置>

特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

<申請管理・事前申請における措置>

申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っているデータセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。

7. 備考

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表

提供先 番号	提供先 (別表第二の 情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)	③提供する情報
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項		
1	厚生労働大臣	1	第1条	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
2	全国健康保険協会	2	第2条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
					健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
3	健康保険組合	3	第3条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
					介護保険給付等関係情報
4	厚生労働大臣	4	第4条	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
					介護保険給付等関係情報
5	全国健康保険協会	6	第6条	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
6	都道府県知事	8	第7条	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
7	市町村長	11	第10条	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
8	市町村長	17	第12条の3	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
9	都道府県知事	22	第15条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
10	都道府県知事等	26	第19条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
11	社会福祉協議会	30	未定	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報

12	日本私立学校振興・共済事業団	33	第22条の2	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
13	国家公務員共済組合	39	第24条の2	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
14	市町村長又は国民健康保険組合	42	第25条	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
15	市町村長又は国民健康保険組合	43	第25条の2	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	56の2	第30条	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定め	介護保険給付等関係情報
17	地方公務員共済組合	58	第31条の2	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
18	市町村長	61	第32条	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
19	市町村長	62	第33条	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
20	後期高齢者医療広域連合	80	43条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
21	後期高齢者医療広域連合	81	第43条の2	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する
22	都道府県知事等	87	第44条	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
23	厚生労働大臣	88	未定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する
24	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	90	未定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
25	市町村長	93	第46条	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
26	市町村長	94	第47条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
27	厚生労働大臣又は共済組合等	95	未定	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	第49条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報

29	独立行政法人 日本学生支援 機構	106	第53条	独立行政法人日本学生支援機構法による 学資の貸与に関する事務であって主務省 令で定めるもの	医療保険各法その他の法令によ る医療に関する給付の支給に関 する情報
30	都道府県知事 又は市町村長	108	第55条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律による自立支援給 付の支給又は地域生活支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
31	都道府県知事 又は市町村長	109	第55条の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 第7条に規定する他の法令により 行われる給付の支給に関する情 報
32	厚生労働大臣	117	未定	年金生活者支援給付金の支給に関する法 律による年金生活者支援給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
33	都道府県知事	120	第59条の3	難病の患者に対する医療等に関する法律 による特定医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関 する法律第12条に規定する他の 法令による給付の支給に関する 情報

(別紙2)番号法第9条第1項(別表第一)に定める移転先一覧表

移転先 番号	移転先	別表第一 の項番	事務内容 (別表第一下欄)	移転する情報
1	こども未来部 こども相談課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
2	健康医療部 健康危機対策課	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
3	福祉部 福祉事務所	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
4	健康医療部 保険給付課 保険相談課	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
5	危機管理課	36の2	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
6	福祉部 長寿安心課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
7	健康医療部 保険給付課 保険相談課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報 高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
8	福祉部 福祉事務所	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
9	健康医療部 健康危機対策課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
10	福祉部 障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙3～7を参照。

資格情報

項番	日本語名称
1	介護保険者番号
2	被保険者番号
4	被保険者介護異動事由コード
5	被保険者異動年月日
6	被保険者資格異動届出者氏名（漢字）
7	被保険者資格異動届出者関係コード
8	被保険者資格異動届出者電話番号
9	被保険者資格異動届出年月日
10	被保険者資格取得事由コード
11	被保険者資格取得年月日
12	被保険者資格取得届出者氏名（漢字）
13	被保険者資格取得届出者関係コード
14	被保険者資格取得届出者電話番号
15	被保険者資格取得届出年月日
16	被保険者資格喪失事由コード
17	被保険者資格喪失年月日
18	被保険者資格喪失届出者氏名（漢字）
19	被保険者資格喪失届出者関係コード
20	被保険者資格喪失届出者電話番号
21	被保険者資格喪失届出年月日
22	被保険者個人番号
23	被保険者個人区分コード
24	被保険者住基ネット個人番号
25	被保険者都道府県コード
26	被保険者市町村コード
27	被保険者町名コード
28	被保険者キ一氏名（カナ）
29	被保険者氏名（カナ）
30	被保険者通称名（カナ）
31	被保険者氏名（漢字）
32	被保険者通称名（漢字）
33	被保険者本名通称名区分コード
34	被保険者生年月日年号コード
35	被保険者生年月日
36	被保険者性別コード
37	被保険者都道府県名（漢字）
38	被保険者市町村名（漢字）
39	被保険者住所（漢字）
40	被保険者番地（漢字）
41	被保険者方書（漢字）
42	被保険者親郵便番号
43	被保険者子郵便番号
44	被保険者電話番号
45	被保険者転入元市町村名（漢字）
46	被保険者住所地特例者区分コード
47	被保険者住所地特例者適用開始年月日
48	被保険者住所地特例者適用変更年月日
49	被保険者住所地特例者適用終了年月日
50	被保険者適用除外事由コード
51	被保険者適用除外開始年月日
52	被保険者適用除外終了年月日
53	被保険者賦課対象コード
54	被保険者記載1備考（漢字）
55	被保険者記載2備考（漢字）
56	被保険者記載3備考（漢字）
57	被保険者番地区分コード
58	被保険者番地

59	被保険者番号
60	被保険者枝番号
61	被保険者行政区コード
62	被保険者方書（カナ）
63	被保険者市内外区分コード
64	被保険者政令広域コード
65	被保険者地方公共団体コード
66	被保険者外国人在留開始年月日
67	被保険者外国人在留終了年月日
68	被保険者外国人在留資格コード
78	被保険者介護異動事由（漢字）
79	被保険者資格異動届出者関係（漢字）
80	被保険者資格取得事由（漢字）
81	被保険者資格取得届出者関係（漢字）
82	被保険者資格喪失事由（漢字）
83	被保険者資格喪失届出者関係（漢字）
84	被保険者個人区分（漢字）
85	被保険者本名通称名区分（漢字）
86	被保険者年齢
87	被保険者性別（漢字）
88	被保険者住所（漢字）連結
89	被保険者郵便番号（漢字）
90	被保険者住所地特例者区分（漢字）
91	被保険者適用除外事由（漢字）
92	被保険者賦課対象（漢字）
93	被保険者記載備考連結（漢字）
94	被保険者外国人在留資格（漢字）
95	受給者送付先有無コード
96	送付先使用開始年月日
97	送付先使用終了年月日
98	受給者送付先氏名（カナ）
99	受給者送付先氏名（漢字）
100	受給者送付先住所（漢字）連結
101	受給送付先郵便番号（漢字）
102	納付送付先有無コード
103	納付送付先使用開始年月日
104	納付送付先使用終了年月日
105	納付送付先氏名（カナ）
106	納付送付先氏名（漢字）
107	納付送付先住所（漢字）連結
108	納付送付先郵便番号（漢字）
109	給付送付先有無コード
110	給付送付先使用開始年月日
111	給付送付先使用終了年月日
112	給付送付先氏名（カナ）
113	給付送付先氏名（漢字）
114	給付送付先住所（漢字）連結
115	給付送付先郵便番号（漢字）
116	生保受給者境界層区分コード
117	生保受給者境界層区分（漢字）
118	生保受給者生活保護開始年月日
119	生保受給者生活保護終了年月日
120	生保受給者生活保護一時停止区分コード
121	生保受給者生活保護一時停止状態（漢字）
122	生保受給者ケース番号
123	生保受給者福祉事務所コード
124	生保受給者行政区コード
125	生保受給者政令広域コード
126	サービス事業者種別コード

127	サービス事業者種別名 (漢字)
128	サービス事業者都道府県コード
129	サービス事業者コード
130	サービス事業者番号
131	サービス事業者名 (漢字)

認定情報

項番	日本語名称
2	保険者コード
3	被保険者番号
4	受給者申請年月日
5	受給者申請事由コード
6	受給者申請取消事由コード
7	被保険者区分コード
8	申請代行区分コード
9	新要介護認定適用区分コード
10	被保険者生年月日
11	年齢階級コード
12	被保険者性別コード
13	被保険者性別（漢字）
14	被保険者氏名（カナ）
15	被保険者氏名（漢字）
16	被保険者郵便番号
17	被保険者住所編集連結（漢字）
18	被保険者電話番号
19	病院施設等名（漢字）
20	病院施設等住所（漢字）連結
21	認定審査会要介護状態区分コード
22	認定審査会要介護状態区分（漢字）
23	受給者認定有効期間前回開始年月日
24	受給者認定有効期間前回終了年月日
25	かかりつけ医医療機関コード
26	かかりつけ医コード
27	意見書聴取結果依頼書発行年月日
28	意見書聴取結果受理年月日
29	意見書聴取結果短期記憶コード
30	意見書聴取結果認知能力コード
31	意見書聴取結果伝達能力コード
32	意見書聴取結果食事コード
33	意見書聴取結果日常生活自立度コード
34	訪問調査結果予定表発行年月日
35	訪問調査結果年月日
36	委託区分コード
37	訪問調査員コード
38	訪問調査員区分コード
39	訪問調査結果一次判定処理年月日
40	訪問調査結果一次判定要介護状態区分コード
41	訪問調査結果積み足し後一次判定要介護状態区分コード
42	訪問調査結果要介護認定等基準時間（分）
43	要介護認定等食事基準時間
44	要介護認定等排泄基準時間
45	要介護認定等移動基準時間
46	要介護認定等清潔保持基準時間
47	要介護認定等間接ケア基準時間
48	要介護認定等問題行動基準時間
49	要介護認定等機能訓練基準時間
50	要介護認定等医療関連基準時間
51	訪問調査結果積み足し要介護認定等基準時間
52	訪問調査結果第1群中間評価項目点数
53	訪問調査結果第2群中間評価項目点数
54	訪問調査結果第3群中間評価項目点数
55	訪問調査結果第4群中間評価項目点数
56	訪問調査結果第5群中間評価項目点数
57	訪問調査結果第6群中間評価項目点数
58	訪問調査結果第7群中間評価項目点数

59	一次判定警告コード
60	訪問調査結果一次判定認知症コード
61	訪問調査結果自立度自立構成割合
62	訪問調査結果自立度要支援構成割合
63	訪問調査結果自立度要介護度1構成割合
64	訪問調査結果自立度要介護度2構成割合
65	訪問調査結果自立度要介護度3構成割合
66	訪問調査結果自立度要介護度4構成割合
67	訪問調査結果自立度要介護度5構成割合
68	訪問調査結果蓋然性評価コード
69	訪問調査結果蓋然性評価率
70	訪問調査結果推定給付区分コード
71	認定審査会予定資料発行年月日
72	認定審査会予定年月日
73	認定審査会コード
74	認定審査会資料番号
75	認定審査会予定実施年月日
76	認定審査結果二次判定要介護区分コード
77	認定審査結果二次判定要介護区分(漢字)
78	受給者認定有効期間開始年月日
79	受給者認定有効期間終了年月日
80	認定審査結果結果変更事由コード
81	受給者特定疾病コード
82	要介護1状態像区分コード
83	訪問調査結果現在サービス区分コード
84	訪問調査結果現在状況介護給付コード
85	訪問調査結果訪問介護回数
86	訪問調査結果訪問入浴回数
87	訪問調査結果訪問看護回数
88	訪問調査結果訪問リハビリ回数
89	訪問調査結果居宅療養管理指導回数
90	訪問調査結果日帰り介護回数
91	訪問調査結果日帰りリハビリ回数
92	訪問調査結果短期入所生活介護回数
93	訪問調査結果短期入所療養介護回数
94	訪問調査結果特定施設入居者生活介護回数
95	訪問調査結果福祉用具貸与回数
96	訪問調査結果特定福祉用具販売回数
97	訪問調査結果住宅改修介護給付コード
98	訪問調査結果夜間対応型訪問介護日数
99	訪問調査結果認知症対応型通所介護日数
100	訪問調査結果小規模多機能型居宅介護日数
101	訪問調査結果認知症対応型共同生活介護利用日数
102	訪問調査結果地域密着型特定施設介護日数
103	訪問調査結果地域密着型介護老人介護日数
104	定期巡回・随時対応型訪問介護看護回数
105	複合型サービス日数
106	訪問調査結果介護予防訪問介護日数
107	訪問調査結果介護予防訪問入浴介護日数
108	訪問調査結果介護予防訪問看護日数
109	訪問調査結果介護予防訪問リハビリ日数
110	訪問調査結果介護予防居宅療養管理指導日数
111	訪問調査結果介護予防通所介護日数
112	訪問調査結果介護予防通所リハビリ日数
113	訪問調査結果介護予防短期入所生活介護日数
114	訪問調査結果介護予防短期入所療養介護日数
115	訪問調査結果介護予防特定施設介護日数
116	訪問調査結果介護予防福祉用具貸与品目数
117	訪問調査結果特定介護予防福祉用具品目数

118	訪問調査結果住宅改修（予防給付）コード
119	訪問調査結果介護予防認知症通所介護日数
120	訪問調査結果介護予防小規模多機能介護日数
121	訪問調査結果介護予防認知症共同介護日数
122	訪問調査結果麻痺左上肢コード
123	訪問調査結果麻痺右上肢コード
124	訪問調査結果麻痺左下肢コード
125	訪問調査結果麻痺右下肢コード
126	訪問調査結果麻痺その他コード
127	訪問調査結果拘縮肩関節コード
128	訪問調査結果拘縮肘関節コード
129	訪問調査結果拘縮股関節コード
130	訪問調査結果拘縮膝関節コード
131	訪問調査結果拘縮足関節コード
132	訪問調査結果拘縮その他コード
133	訪問調査結果寝返りコード
134	訪問調査結果起き上がりコード
135	訪問調査結果両足つく座位保持コード
136	訪問調査結果両足立位保持コード
137	訪問調査結果歩行コード
138	訪問調査結果移乗コード
139	訪問調査結果移動コード
140	訪問調査結果立ち上がりコード
141	訪問調査結果片足立位保持コード
142	訪問調査結果洗身コード
143	訪問調査結果じょくそう有無コード
144	訪問調査結果皮膚疾患コード
145	訪問調査結果嚙下コード
146	訪問調査結果食事摂取コード
147	訪問調査結果飲水摂取コード
148	訪問調査結果排尿コード
149	訪問調査結果排便コード
150	訪問調査結果口腔清潔コード
151	訪問調査結果洗顔コード
152	訪問調査結果整髪コード
153	訪問調査結果つめ切りコード
154	訪問調査結果上衣着脱コード
155	訪問調査結果ズボン上下コード
156	訪問調査結果薬内服コード
157	訪問調査結果金銭管理コード
158	訪問調査結果電話の利用コード
159	訪問調査結果日常の意思決定コード
160	訪問調査結果視力コード
161	訪問調査結果聴力コード
162	訪問調査結果意思伝達コード
163	訪問調査結果指示反応コード
164	訪問調査結果日課理解コード
165	訪問調査結果記銘力コード
166	訪問調査結果短期記憶コード
167	訪問調査結果名前を言うコード
168	訪問調査結果季節理解コード
169	訪問調査結果場所理解コード
170	訪問調査結果被害的コード
171	訪問調査結果作話コード
172	訪問調査結果幻覚幻聴コード
173	訪問調査結果感情不安定コード
174	訪問調査結果昼夜逆転コード
175	訪問調査結果暴言暴行コード
176	訪問調査結果同じ話コード

177	訪問調査結果大声コード
178	訪問調査結果介護抵抗コード
179	訪問調査結果常時徘徊コード
180	訪問調査結果落ち着きなしコード
181	訪問調査結果野外徘徊コード
182	訪問調査結果要監視コード
183	訪問調査結果収集癖コード
184	訪問調査結果火不始末コード
185	訪問調査結果壊すコード
186	訪問調査結果不潔行為コード
187	訪問調査結果異食行動コード
188	訪問調査結果物忘れコード
189	訪問調査結果点滴管理コード
190	訪問調査結果中心静脈栄養コード
191	訪問調査結果透析コード
192	訪問調査結果ストーマコード
193	訪問調査結果酸素療法コード
194	訪問調査結果レスピレーターコード
195	訪問調査結果気管切開コード
196	訪問調査結果疼痛看護コード
197	訪問調査結果経管栄養コード
198	訪問調査結果モニター測定コード
199	訪問調査結果じょくそう処置コード
200	訪問調査結果カテーテルコード
201	訪問調査結果障害高齢者自立度コード
202	訪問調査結果認知症高齢者自立度コード
203	訪問調査結果日中の生活コード
204	訪問調査結果外出頻度コード
205	訪問調査結果状況の変化コード
206	訪問調査結果状態安定性コード
207	訪問調査結果独り言独り笑いコード
208	訪問調査結果自分勝手行動コード
209	訪問調査結果話まとまらないコード
210	訪問調査結果集団参加コード
211	訪問調査結果買い物コード
212	訪問調査結果簡単調理コード
213	前回訪問調査結果一次判定要介護状態区分コード
214	前回訪問調査結果積足後一次判定要介護状態区分コード
215	前回訪問調査結果要介護認定等基準時間（分）
216	前回要介護認定等食事基準時間
217	前回要介護認定等排泄基準時間
218	前回要介護認定等移動基準時間
219	前回要介護認定等清潔保持基準時間
220	前回要介護認定等間接ケア基準時間
221	前回要介護認定等問題行動基準時間
222	前回要介護認定等機能訓練基準時間
223	前回要介護認定等医療関連基準時間
224	前回訪問調査結果積み足し要介護認定等基準時間（分）
225	前回訪問調査結果第1群中間評価項目点数
226	前回訪問調査結果第2群中間評価項目点数
227	前回訪問調査結果第3群中間評価項目点数
228	前回訪問調査結果第4群中間評価項目点数
229	前回訪問調査結果第5群中間評価項目点数
230	前回一次判定警告コード
231	前回訪問調査結果蓋然性評価率
232	前回訪問調査結果推定給付区分コード
233	前回認定審査会予定実施年月日
234	前回訪問調査結果現在サービス区分コード

235	前回訪問調査結果現在状況介護給付コード
236	前回訪問調査結果訪問介護回数
237	前回訪問調査結果訪問入浴回数
238	前回訪問調査結果訪問看護回数
239	前回訪問調査結果訪問リハビリ回数
240	前回訪問調査結果居宅療養管理指導回数
241	前回訪問調査結果日帰り介護回数
242	前回訪問調査結果日帰りリハビリ回数
243	前回訪問調査結果短期入所生活介護回数
244	前回訪問調査結果短期入所療養介護回数
245	前回訪問調査結果特定施設入居者生活介護回数
246	前回訪問調査結果福祉用具貸与回数
247	前回訪問調査結果特定福祉用具販売回数
248	前回訪問調査結果住宅改修介護給付コード
249	前回訪問調査結果夜間対応型訪問介護日数
250	前回訪問調査結果認知症対応型通所介護日数
251	前回訪問調査結果小規模多機能型居宅介護日数
252	前回訪問調査結果認知症対応型共同生活介護日数
253	前回訪問調査結果地域密着型特定施設介護日数
254	前回訪問調査結果地域密着型介護老人介護日数
255	前回定期巡回・随時対応型訪問介護看護回数
256	前回複合型サービス日数
257	前回訪問調査結果介護予防訪問介護日数
258	前回訪問調査結果介護予防訪問入浴介護日数
259	前回訪問調査結果介護予防訪問看護日数
260	前回訪問調査結果介護予防訪問リハビリ日数
261	前回訪問調査結果介護予防居宅療養管理指導日数
262	前回訪問調査結果介護予防通所介護日数
263	前回訪問調査結果介護予防通所リハビリ日数
264	前回訪問調査結果介護予防短期入所生活介護日数
265	前回訪問調査結果介護予防短期入所療養介護日数
266	前回訪問調査結果介護予防特定施設介護日数
267	前回訪問調査結果介護予防福祉用具貸与品目数
268	前回訪問調査結果特定介護予防福祉用具品目数
269	前回訪問調査結果住宅改修（予防給付）コード
270	前回訪問調査結果介護予防認知症通所介護日数
271	前回訪問調査結果介護予防小規模多機能介護日数
272	前回訪問調査結果介護予防認知症共同介護日数
273	前回訪問調査結果麻痺左上肢コード
274	前回訪問調査結果麻痺右上肢コード
275	前回訪問調査結果麻痺左下肢コード
276	前回訪問調査結果麻痺右下肢コード
277	前回訪問調査結果麻痺その他コード
278	前回訪問調査結果拘縮肩関節コード
279	前回訪問調査結果拘縮肘関節コード
280	前回訪問調査結果拘縮股関節コード
281	前回訪問調査結果拘縮膝関節コード
282	前回訪問調査結果拘縮足関節コード
283	前回訪問調査結果拘縮その他コード
284	前回訪問調査結果寝返りコード
285	前回訪問調査結果起き上がりコード
286	前回訪問調査結果両足つく座位保持コード
287	前回訪問調査結果両足立位保持コード
288	前回訪問調査結果歩行コード
289	前回訪問調査結果移乗コード
290	前回訪問調査結果移動コード
291	前回訪問調査結果立ち上がりコード
292	前回訪問調査結果片足立位保持コード
293	前回訪問調査結果洗身コード

294	前回訪問調査結果じょくそう有無コード
295	前回訪問調査結果皮膚疾患コード
296	前回訪問調査結果嚙下コード
297	前回訪問調査結果食事摂取コード
298	前回訪問調査結果飲水摂取コード
299	前回訪問調査結果排尿コード
300	前回訪問調査結果排便コード
301	前回訪問調査結果口腔清潔コード
302	前回訪問調査結果洗顔コード
303	前回訪問調査結果整髪コード
304	前回訪問調査結果つめ切りコード
305	前回訪問調査結果上衣着脱コード
306	前回訪問調査結果ズボン上下コード
307	前回訪問調査結果薬内服コード
308	前回訪問調査結果金銭管理コード
309	前回訪問調査結果電話利用コード
310	前回訪問調査結果日常の意思決定コード
311	前回訪問調査結果視力コード
312	前回訪問調査結果聴力コード
313	前回訪問調査結果意思伝達コード
314	前回訪問調査結果指示反応コード
315	前回訪問調査結果日課理解コード
316	前回訪問調査結果記銘力コード
317	前回訪問調査結果短期記憶コード
318	前回訪問調査結果名前を言うコード
319	前回訪問調査結果季節理解コード
320	前回訪問調査結果場所理解コード
321	前回訪問調査結果被害的コード
322	前回訪問調査結果作話コード
323	前回訪問調査結果幻覚幻聴コード
324	前回訪問調査結果感情不安定コード
325	前回訪問調査結果昼夜逆転コード
326	前回訪問調査結果暴言暴行コード
327	前回訪問調査結果同じ話コード
328	前回訪問調査結果大声コード
329	前回訪問調査結果介護抵抗コード
330	前回訪問調査結果常時徘徊コード
331	前回訪問調査結果落ち着きなしコード
332	前回訪問調査結果野外徘徊コード
333	前回訪問調査結果要監視コード
334	前回訪問調査結果収集癖コード
335	前回訪問調査結果火不始末コード
336	前回訪問調査結果壊すコード
337	前回訪問調査結果不潔行為コード
338	前回訪問調査結果異食行動コード
339	前回訪問調査結果物忘れコード
340	前回訪問調査結果点滴管理コード
341	前回訪問調査結果中心静脈栄養コード
342	前回訪問調査結果透析コード
343	前回訪問調査結果ストーマコード
344	前回訪問調査結果酸素療法コード
345	前回訪問調査結果レスピレーターコード
346	前回訪問調査結果気管切開コード
347	前回訪問調査結果疼痛看護コード
348	前回訪問調査結果経管栄養コード
349	前回訪問調査結果モニター測定コード
350	前回訪問調査結果じょくそう処置コード
351	前回訪問調査結果カテーテルコード
352	前回訪問調査結果障害高齢者自立度コード

353	前回訪問調査結果認知症高齢者自立度コード
354	前回訪問調査結果外出頻度コード
355	前回訪問調査結果状態安定性コード
356	前回訪問調査結果独り言独り笑いコード
357	前回訪問調査結果自分勝手行動コード
358	前回訪問調査結果話まもらないコード
359	前回訪問調査結果集団参加コード
360	前回訪問調査結果買い物コード
361	前回訪問調査結果簡単調理コード
362	前回識別コード
363	認定審査結果意見内容（漢字）
364	世代通番
365	履歴通番
366	被保険者年齢
367	サービス事業者都道府県コード
368	サービス事業者コード
369	居宅サービス計画居宅介護支援事業者（漢字）
370	認定遅延者遅延事由コード
371	認定遅延者連絡理由（漢字）
372	認定遅延者通知書発行年月日
373	前回受給者申請事由コード
374	前回受給者申請年月日
375	受給者申請事由（詳細）コード
376	受給者申請事由（詳細）（漢字）
377	前回受給者申請事由（詳細）コード
378	前回受給者申請事由（詳細）（漢字）
379	受給者認定年月日
380	前回認定年月日
381	受給者認定結果通知書発行年月日
382	日常生活圏域抑止コード
383	日常生活圏域コード
384	日常生活圏域名（漢字）
385	地域包括支援センタコード
386	地域包括支援センタ名（漢字）

受給情報

項番	日本語名称
1	介護保険者番号
2	被保険者番号
11	受給者申請年月日
12	受給者申請事由コード
13	受給者申請事由コード(漢字)
14	受給者前保険者名(漢字)
15	受給者申請者名(漢字)
16	受給者申請者関係コード
17	受給者申請者関係コード(漢字)
18	受給者識別コード
19	医療保険者番号
20	医療保険者名(漢字)
21	医療保険被保険者証記号(漢字)
22	医療保険被保険者証番号
23	医療保険(老福)者番号
24	医療保険(老福)者名(漢字)
25	医療保険(老福)被保険者証番号
26	受給者居宅親郵便番号
27	受給者居宅子郵便番号
28	受給者居宅住所都道府県コード
29	受給者居宅住所市町村コード
30	受給者居宅住所町名コード
31	受給者居宅都道府県名(漢字)
32	受給者居宅市町村名(漢字)
33	受給者居宅住所(漢字)
34	受給者居宅番地(漢字)
35	受給者居宅方書(漢字)
36	受給者居宅市内外区分コード
37	受給者居宅住所(漢字)連結
38	受給者居宅電話番号
39	受給者申請書備考(漢字)
40	受給者特定疾病コード
41	受給者特定疾病コード(漢字)
42	受給者同意書有無コード
43	受給者同意書有無(漢字)
44	受給者訪問対象地区コード
45	訪問対象地区名(漢字)
46	受給者要介護状態区分コード
47	受給者要介護状態区分コード(漢字)
48	受給者認定年月日
49	受給者認定有効期間開始年月日
50	受給者認定有効期間終了年月日
51	支給限度(訪問)種類コード
52	支給限度(訪問)管理期間開始年月日
53	支給限度(訪問)管理期間終了年月日
54	支給限度(訪問)拡大措置後支給限度点数
55	支給限度(訪問)拡大措置後市町村上乗せ点数
56	支給限度(訪問)切り分け点数
57	支給限度(訪問)基準額
58	支給限度(短期)種類コード
59	支給限度(短期)管理期間開始年月日
60	支給限度(短期)管理期間終了年月日
61	支給限度(短期)拡大措置後支給限度点数
62	支給限度(短期)拡大措置後市町村上乗せ点数
63	支給限度(短期)切り分け点数
64	支給限度(短期)基準額
86	居宅サービス計画作成者区分コード

87	居宅サービス計画サービス事業者都道府県コー
88	居宅サービス計画サービス事業者コード
89	居宅サービス計画サービス種類コード
90	居宅サービス事業者サテライト区分コード
91	居宅サービス計画居宅介護支援事業者コード
92	居宅サービス計画居宅介護支援事業者（漢字）
93	居宅サービス計画申請年月日
94	施設入退所者サービス事業者都道府県コード
95	施設入退所者サービス事業者コード
96	施設入退所者サービス種類コード
97	施設入退所者サービス事業者サテライト区分
98	施設入退所者介護保険施設コード
99	施設入退所者介護保険施設（漢字）
100	施設入退所者入所年月日
101	施設入退所者退所年月日
102	利用者負担1 減免種類コード
103	利用者負担1 減免種類（漢字）
104	利用者負担1 減免有効期間開始年月日
105	利用者負担1 減免有効期間終了年月日
106	利用者負担1 額
107	利用者負担1 減免率
108	利用者負担1 減免特別対策給付率
109	利用者負担1 額カンマ領域
110	利用者負担2 減免種類コード
111	利用者負担2 減免種類（漢字）
112	利用者負担2 減免有効期間開始年月日
113	利用者負担2 減免有効期間終了年月日
114	利用者負担2 額
115	利用者負担2 減免率
116	利用者負担2 減免特別対策給付率
117	利用者負担2 額カンマ領域
118	利用者負担3 減免種類コード
119	利用者負担3 減免種類（漢字）
120	利用者負担3 減免有効期間開始年月日
121	利用者負担3 減免有効期間終了年月日
122	利用者負担3 額
123	利用者負担3 減免率
124	利用者負担3 減免特別対策給付率
125	利用者負担3 額カンマ領域
126	利用者負担4 減免種類コード
127	利用者負担4 減免種類（漢字）
128	利用者負担4 減免有効期間開始年月日
129	利用者負担4 減免有効期間終了年月日
130	利用者負担4 額
131	利用者負担4 減免率
132	利用者負担4 減免特別対策給付率
133	利用者負担4 額カンマ領域
134	利用者負担5 減免種類コード
135	利用者負担5 減免種類（漢字）
136	利用者負担5 減免有効期間開始年月日
137	利用者負担5 減免有効期間終了年月日
138	利用者負担5 額
139	利用者負担5 減免率
140	利用者負担5 減免特別対策給付率
141	利用者負担5 額カンマ領域
142	利用者負担6 減免種類コード
143	利用者負担6 減免種類（漢字）
144	利用者負担6 減免有効期間開始年月日
145	利用者負担6 減免有効期間終了年月日

146	利用者負担6額
147	利用者負担6減免率
148	利用者負担6減免特別対策給付率
149	利用者負担6額カンマ領域
150	利用者負担7減免種類コード
151	利用者負担7減免種類(漢字)
152	利用者負担7減免有効期間開始年月日
153	利用者負担7減免有効期間終了年月日
154	利用者負担7額
155	利用者負担7減免率
156	利用者負担7減免特別対策給付率
157	利用者負担7額カンマ領域
158	利用者負担8減免種類コード
159	利用者負担8減免種類(漢字)
160	利用者負担8減免有効期間開始年月日
161	利用者負担8減免有効期間終了年月日
162	利用者負担8額
163	利用者負担8減免率
164	利用者負担8減免特別対策給付率
165	利用者負担8額カンマ領域
166	負担限度額1認定種類コード
167	負担限度額1認定種類コード(漢字)
168	利用者負担1段階区分コード
169	利用者負担1段階区分コード(漢字)
170	特例減額措置1対象フラグ
171	特例減額措置1対象(漢字)
172	配偶者1有無区分コード
173	配偶者1有無区分コード(漢字)
174	収入等1申告区分コード
175	収入等1申告区分コード(漢字)
176	預貯金等1申告区分コード
177	預貯金等1申告区分コード(漢字)
178	預貯金1額
179	有価証券1評価額
180	その他1(現金・負債)
181	負担限度額1認定合計所得金額
182	負担限度額1認定課税年金収入額
183	負担限度額1認定非課税年金収入額
184	被保険者1特殊事情登録フラグ
185	配偶者1特殊事情登録フラグ
186	不正1受給フラグ
187	利用者負担1段階区分適用期間開始年月日
188	利用者負担1段階区分適用期間終了年月日
189	居住費負担1個室限度額決定額
190	居住費負担1準個室限度額決定額
191	居住費負担1従来個室限度額決定額
192	居住費負担1多床室限度額決定額
193	居住費負担1従来個室2限度額決定額
194	食費負担1限度額決定額
195	負担限度額2認定種類コード
196	負担限度額2認定種類コード(漢字)
197	利用者負担2段階区分コード
198	利用者負担2段階区分コード(漢字)
199	特例減額措置2対象フラグ
200	特例減額措置2対象(漢字)
201	配偶者2有無区分コード
202	配偶者2有無区分コード(漢字)
203	収入等2申告区分コード
204	収入等2申告区分コード(漢字)

205	預貯金等2申告区分コード
206	預貯金等2申告区分コード(漢字)
207	預貯金2額
208	有価証券2評価額
209	その他2(現金・負債)
210	負担限度額2認定合計所得金額
211	負担限度額2認定課税年金収入額
212	負担限度額2認定非課税年金収入額
213	被保険者2特殊事情登録フラグ
214	配偶者2特殊事情登録フラグ
215	不正2受給フラグ
216	利用者負担2段階区分適用期間開始年月日
217	利用者負担2段階区分適用期間終了年月日
218	居住費負担2個室限度額決定額
219	居住費負担2準個室限度額決定額
220	居住費負担2従来個室限度額決定額
221	居住費負担2多床室限度額決定額
222	居住費負担2従来個室2限度額決定額
223	食費負担2限度額決定額
224	負担限度額3認定種類コード
225	負担限度額3認定種類コード(漢字)
226	利用者負担3段階区分コード
227	利用者負担3段階区分コード(漢字)
228	特例減額措置3対象フラグ
229	特例減額措置3対象(漢字)
230	配偶者3有無区分コード
231	配偶者3有無区分コード(漢字)
232	収入等3申告区分コード
233	収入等3申告区分コード(漢字)
234	預貯金等3申告区分コード
235	預貯金等3申告区分コード(漢字)
236	預貯金3額
237	有価証券3評価額
238	その他3(現金・負債)
239	負担限度額3認定合計所得金額
240	負担限度額3認定課税年金収入額
241	負担限度額3認定非課税年金収入額
242	被保険者3特殊事情登録フラグ
243	配偶者3特殊事情登録フラグ
244	不正3受給フラグ
245	利用者負担3段階区分適用期間開始年月日
246	利用者負担3段階区分適用期間終了年月日
247	居住費負担3個室限度額決定額
248	居住費負担3準個室限度額決定額
249	居住費負担3従来個室限度額決定額
250	居住費負担3多床室限度額決定額
251	居住費負担3従来個室2限度額決定額
252	食費負担3限度額決定額
295	給付情報存在フラグ
296	訪問介護費用額
297	訪問介護給付額
298	訪問介護利用者負担額
299	訪問入浴介護費用額
300	訪問入浴介護給付額
301	訪問入浴介護利用者負担額
302	訪問看護費用額
303	訪問看護給付額
304	訪問看護利用者負担額
305	訪問リハビリテーション費用額

306	訪問リハビリテーション給付額
307	訪問リハビリテーション利用者負担額
308	通所介護費用額
309	通所介護給付額
310	通所介護利用者負担額
311	通所リハビリテーション費用額
312	通所リハビリテーション給付額
313	通所リハビリテーション利用者負担額
314	福祉用具貸与費用額
315	福祉用具貸与給付額
316	福祉用具貸与利用者負担額
317	短期入所生活介護費用額
318	短期入所生活介護給付額
319	短期入所生活介護利用者負担額
320	短期入所療養介護（介護老人）費用額
321	短期入所療養介護（介護老人）給付額
322	短期入所療養介護（介護老人）利用者負担額
323	短期入所療養介護（介護療養型）費用額
324	短期入所療養介護（介護療養型）給付額
325	短期入所療養介護（介護療養型）利用者負担額
326	介護予防短期入所生活介護費用額
327	介護予防短期入所生活介護給付額
328	介護予防短期入所生活介護利用者負担額
329	予防短期老健費用額
330	予防短期老健給付額
331	予防短期老健利用者負担額
332	予防短期医療費用額
333	予防短期医療給付額
334	予防短期医療利用者負担額
335	居宅療養管理指導費用額
336	居宅療養管理指導給付額
337	居宅療養管理指導利用者負担額
338	認知症対応型共同生活介護費用額
339	認知症対応型共同生活介護給付額
340	認知症対応型共同生活介護利用者負担額
341	特定施設入居者生活介護費用額
342	特定施設入居者生活介護給付額
343	特定施設入居者生活介護利用者負担額
344	介護予防居宅療養管理指導費用額
345	介護予防居宅療養管理指導給付額
346	介護予防居宅療養管理指導利用者負担額
347	介護予防特定施設入居者生活介護費用額
348	介護予防特定施設入居者生活介護給付額
349	介護予防特定施設入居者生活介護利用者負担額
350	地域密着特定施設費用額
351	地域密着特定施設給付額
352	地域密着特定施設利用者負担額
353	予防認知症型費用額
354	予防認知症型給付額
355	予防認知症型利用者負担額
356	認知症型短期利用費用額
357	認知症型短期利用給付額
358	認知症型短期利用利用者負担額
359	予防認知症型短期利用費用額
360	予防認知症型短期利用給付額
361	予防認知症型短期利用利用者負担額
362	特定福祉用具販売費用額
363	特定福祉用具販売給付額
364	特定福祉用具販売利用者負担額

365	住宅改修費用額
366	住宅改修給付額
367	住宅改修利用者負担額
368	居宅介護支援費用額
369	居宅介護支援給付額
370	居宅介護支援利用者負担額
371	特定介護予防福祉用具販売費用額
372	特定介護予防福祉用具販売給付額
373	特定介護予防福祉用具販売利用者負担額
374	介護予防住宅改修費用額
375	介護予防住宅改修給付額
376	介護予防住宅改修利用者負担額
377	介護予防支援費用額
378	介護予防支援給付額
379	介護予防支援利用者負担額
380	食事提供費費用額
381	食事提供費給付額
382	食事提供費利用者負担額
383	介護老人福祉施設サービス費用額
384	介護老人福祉施設サービス給付額
385	介護老人福祉施設サービス利用者負担額
386	介護老人保健施設サービス費用額
387	介護老人保健施設サービス給付額
388	介護老人保健施設サービス利用者負担額
389	介護療養型医療施設サービス費用額
390	介護療養型医療施設サービス給付額
391	介護療養型医療施設サービス利用者負担額
392	地域密着型介護老人福祉施設費用額
393	地域密着型介護老人福祉施設給付額
394	地域密着型介護老人福祉施設利用者負担額
395	特定入所者介護サービス費等費用額
396	特定入所者介護サービス費等給付額
397	特定入所者介護サービス費等利用者負担額
398	介護予防訪問介護費用額
399	介護予防訪問介護給付額
400	介護予防訪問介護利用者負担額
401	介護予防訪問入浴介護費用額
402	介護予防訪問入浴介護給付額
403	介護予防訪問入浴介護利用者負担額
404	介護予防訪問看護費用額
405	介護予防訪問看護給付額
406	介護予防訪問看護利用者負担額
407	介護予防訪問リハビリテーション費用額
408	介護予防訪問リハビリテーション給付額
409	介護予防訪問リハビリテーション利用者負担額
410	介護予防通所介護費用額
411	介護予防通所介護給付額
412	介護予防通所介護利用者負担額
413	介護予防通所リハビリテーション費用額
414	介護予防通所リハビリテーション給付額
415	介護予防通所リハビリテーション利用者負担額
416	介護予防福祉用具貸与費用額
417	介護予防福祉用具貸与給付額
418	介護予防福祉用具貸与利用者負担額
419	夜間対応型訪問介護費用額
420	夜間対応型訪問介護給付額
421	夜間対応型訪問介護利用者負担額
422	認知症対応型通所介護費用額
423	認知症対応型通所介護給付額

424	認知症対応型通所介護利用者負担額
425	小規模多機能型居宅介護費用額
426	小規模多機能型居宅介護給付額
427	小規模多機能型居宅介護利用者負担額
428	介護予防認知症対応型通所介護費用額
429	介護予防認知症対応型通所介護給付額
430	介護予防認知症対応型通所介護利用者負担額
431	介護予防小規模多機能型居宅介護費用額
432	介護予防小規模多機能型居宅介護給付額
433	介護予防小規模多機能型居宅介護利用者負担額
434	その他（市町村特別給付等）費用額
435	その他（市町村特別給付等）給付額
436	その他（市町村特別給付等）利用者負担額

賦課収納情報

項番	日本語名称
1	介護保険者番号
2	賦課年度
5	被保険者番号
9	被保険者個人番号
10	被保険者個人区分コード
16	納付原簿確定保険料額
17	収納状況特別徴収期別 1 期割額
18	収納状況特別徴収期別 2 期割額
19	収納状況特別徴収期別 3 期割額
20	収納状況特別徴収期別 4 期割額
21	収納状況特別徴収期別 5 期割額
22	収納状況特別徴収期別 6 期割額
23	収納状況普通徴収期別 1 期割額
24	収納状況普通徴収期別 2 期割額
25	収納状況普通徴収期別 3 期割額
26	収納状況普通徴収期別 4 期割額
27	収納状況普通徴収期別 5 期割額
28	収納状況普通徴収期別 6 期割額
29	収納状況普通徴収期別 7 期割額
30	収納状況普通徴収期別 8 期割額
31	収納状況普通徴収期別 9 期割額
32	収納状況普通徴収期別 1 0 期割額
33	収納状況普通徴収期別 1 1 期割額
34	収納状況普通徴収期別 1 2 期割額
35	収納状況普通徴収現年随時期別 1 期割額
36	収納状況普通徴収現年随時期別 2 期割額
37	収納状況普通徴収過年度期別 1 期割額
38	収納状況普通徴収過年度期別 2 期割額
39	収納状況普通徴収過年度期別 3 期割額
40	収納状況普通徴収過年度期別 4 期割額
41	収納状況普通徴収過年度期別 5 期割額
42	収納状況普通徴収過年度期別 6 期割額
43	収納状況普通徴収過年度期別 7 期割額
44	収納状況普通徴収過年度期別 8 期割額
45	収納状況普通徴収過年度期別 9 期割額
46	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 期割額
47	納付原簿賦課年月日
48	納付原簿賦課期日年月日
49	納付原簿所得区分コード
50	納付原簿入力所得区分コード
51	徴収方法区分コード
52	納付原簿通知書通知理由コード
53	納付原簿賦課結果コード
54	納付原簿納入通知書発行年月日
55	納付原簿特別徴収義務者コード
56	納付原簿年金コード
57	納付原簿基礎年金番号
58	納付原簿回付情報各種年月日
59	納付原簿特別徴収依頼作成年月日
60	納付原簿特別徴収中止区分コード
61	納付原簿特別徴収中止事由コード
62	納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日
63	納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日
64	納付原簿仮徴収額変更新年月日
65	納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日
66	納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日
67	納付原簿減免区分コード

68	納付原簿徴収猶予区分コード
69	納付原簿調定取消事由コード
70	納付原簿調定取消年月日
71	納付原簿更正操作者コード
72	納付資料生活保護受給区分コード
73	納付資料老齢福祉年金受給区分コード
74	税情報賦課年度
75	納付資料総所得額
76	納付資料1所得区分コード
77	納付資料1月割開始月
78	納付資料1月割終了月
79	納付資料1保険料額
80	納付資料2所得区分コード
81	納付資料2月割開始月
82	納付資料2月割終了月
83	納付資料2保険料額
84	納付資料3所得区分コード
85	納付資料3月割開始月
86	納付資料3月割終了月
87	納付資料3保険料額
88	納付資料4所得区分コード
89	納付資料4月割開始月
90	納付資料4月割終了月
91	納付資料4保険料額
92	納付資料5所得区分コード
93	納付資料5月割開始月
94	納付資料5月割終了月
95	納付資料5保険料額
96	納付資料6所得区分コード
97	納付資料6月割開始月
98	納付資料6月割終了月
99	納付資料6保険料額
100	納付資料7所得区分コード
101	納付資料7月割開始月
102	納付資料7月割終了月
103	納付資料7保険料額
104	納付資料8所得区分コード
105	納付資料8月割開始月
106	納付資料8月割終了月
107	納付資料8保険料額
108	納付資料9所得区分コード
109	納付資料9月割開始月
110	納付資料9月割終了月
111	納付資料9保険料額
112	納付資料10所得区分コード
113	納付資料10月割開始月
114	納付資料10月割終了月
115	納付資料10保険料額
116	納付資料11所得区分コード
117	納付資料11月割開始月
118	納付資料11月割終了月
119	納付資料11保険料額
120	納付資料12所得区分コード
121	納付資料12月割開始月
122	納付資料12月割終了月
123	納付資料12保険料額
124	金融機関コード
125	金融機関支店コード
126	口座番号

127	預金種目区分コード
128	口座名義人名（カナ）
129	被保険者行政区コード
130	被保険者市内外区分コード
131	被保険者政令広域コード
132	収納状況特別徴収 1 期別番号
133	収納状況特別徴収期別 1 収納未済額
134	収納状況特別徴収期別 1 収納済額
135	収納状況特別徴収期別 1 領収年月日
136	収納状況特別徴収期別 1 収納年月日
137	収納状況特別徴収 2 期別番号
138	収納状況特別徴収期別 2 収納未済額
139	収納状況特別徴収期別 2 収納済額
140	収納状況特別徴収期別 2 領収年月日
141	収納状況特別徴収期別 2 収納年月日
142	収納状況特別徴収 3 期別番号
143	収納状況特別徴収期別 3 収納未済額
144	収納状況特別徴収期別 3 収納済額
145	収納状況特別徴収期別 3 領収年月日
146	収納状況特別徴収期別 3 収納年月日
147	収納状況特別徴収 4 期別番号
148	収納状況特別徴収期別 4 収納未済額
149	収納状況特別徴収期別 4 収納済額
150	収納状況特別徴収期別 4 領収年月日
151	収納状況特別徴収期別 4 収納年月日
152	収納状況特別徴収 5 期別番号
153	収納状況特別徴収期別 5 収納未済額
154	収納状況特別徴収期別 5 収納済額
155	収納状況特別徴収期別 5 領収年月日
156	収納状況特別徴収期別 5 収納年月日
157	収納状況特別徴収 6 期別番号
158	収納状況特別徴収期別 6 収納未済額
159	収納状況特別徴収期別 6 収納済額
160	収納状況特別徴収期別 6 領収年月日
161	収納状況特別徴収期別 6 収納年月日
162	収納状況普通徴収 1 期別番号
163	収納状況普通徴収期別 1 納付書発行年月日
164	収納状況普通徴収期別 1 口座振替作成年月日
165	収納状況普通徴収期別 1 納付証明書発行年月日
166	収納状況普通徴収期別 1 納期限年月日
167	収納状況普通徴収期別 1 収納未済額
168	収納状況普通徴収期別 1 収納済額
169	収納状況普通徴収期別 1 領収年月日
170	収納状況普通徴収期別 1 収納年月日
171	収納状況普通徴収 2 期別番号
172	収納状況普通徴収期別 2 納付書発行年月日
173	収納状況普通徴収期別 2 口座振替作成年月日
174	収納状況普通徴収期別 2 納付証明書発行年月日
175	収納状況普通徴収期別 2 納期限年月日
176	収納状況普通徴収期別 2 収納未済額
177	収納状況普通徴収期別 2 収納済額
178	収納状況普通徴収期別 2 領収年月日
179	収納状況普通徴収期別 2 収納年月日
180	収納状況普通徴収 3 期別番号
181	収納状況普通徴収期別 3 納付書発行年月日
182	収納状況普通徴収期別 3 口座振替作成年月日
183	収納状況普通徴収期別 3 納付証明書発行年月日
184	収納状況普通徴収期別 3 納期限年月日
185	収納状況普通徴収期別 3 収納未済額

186	収納状況普通徴収期別3 収納済額
187	収納状況普通徴収期別3 領収年月日
188	収納状況普通徴収期別3 収納年月日
189	収納状況普通徴収4 期別番号
190	収納状況普通徴収期別4 納付書発行年月日
191	収納状況普通徴収期別4 口座振替作成年月日
192	収納状況普通徴収期別4 納付証明書発行年月日
193	収納状況普通徴収期別4 納期限年月日
194	収納状況普通徴収期別4 収納未済額
195	収納状況普通徴収期別4 収納済額
196	収納状況普通徴収期別4 領収年月日
197	収納状況普通徴収期別4 収納年月日
198	収納状況普通徴収5 期別番号
199	収納状況普通徴収期別5 納付書発行年月日
200	収納状況普通徴収期別5 口座振替作成年月日
201	収納状況普通徴収期別5 納付証明書発行年月日
202	収納状況普通徴収期別5 納期限年月日
203	収納状況普通徴収期別5 収納未済額
204	収納状況普通徴収期別5 収納済額
205	収納状況普通徴収期別5 領収年月日
206	収納状況普通徴収期別5 収納年月日
207	収納状況普通徴収6 期別番号
208	収納状況普通徴収期別6 納付書発行年月日
209	収納状況普通徴収期別6 口座振替作成年月日
210	収納状況普通徴収期別6 納付証明書発行年月日
211	収納状況普通徴収期別6 納期限年月日
212	収納状況普通徴収期別6 収納未済額
213	収納状況普通徴収期別6 収納済額
214	収納状況普通徴収期別6 領収年月日
215	収納状況普通徴収期別6 収納年月日
216	収納状況普通徴収7 期別番号
217	収納状況普通徴収期別7 納付書発行年月日
218	収納状況普通徴収期別7 口座振替作成年月日
219	収納状況普通徴収期別7 納付証明書発行年月日
220	収納状況普通徴収期別7 納期限年月日
221	収納状況普通徴収期別7 収納未済額
222	収納状況普通徴収期別7 収納済額
223	収納状況普通徴収期別7 領収年月日
224	収納状況普通徴収期別7 収納年月日
225	収納状況普通徴収8 期別番号
226	収納状況普通徴収期別8 納付書発行年月日
227	収納状況普通徴収期別8 口座振替作成年月日
228	収納状況普通徴収期別8 納付証明書発行年月日
229	収納状況普通徴収期別8 納期限年月日
230	収納状況普通徴収期別8 収納未済額
231	収納状況普通徴収期別8 収納済額
232	収納状況普通徴収期別8 領収年月日
233	収納状況普通徴収期別8 収納年月日
234	収納状況普通徴収9 期別番号
235	収納状況普通徴収期別9 納付書発行年月日
236	収納状況普通徴収期別9 口座振替作成年月日
237	収納状況普通徴収期別9 納付証明書発行年月日
238	収納状況普通徴収期別9 納期限年月日
239	収納状況普通徴収期別9 収納未済額
240	収納状況普通徴収期別9 収納済額
241	収納状況普通徴収期別9 領収年月日
242	収納状況普通徴収期別9 収納年月日
243	収納状況普通徴収10 期別番号
244	収納状況普通徴収期別10 納付書発行年月日

245	収納状況普通徴収期別10口座振替作成年月日
246	収納状況普通徴収期別10納付証明書発行年月日
247	収納状況普通徴収期別10納期限年月日
248	収納状況普通徴収期別10収納未済額
249	収納状況普通徴収期別10収納済額
250	収納状況普通徴収期別10領収年月日
251	収納状況普通徴収期別10収納年月日
252	収納状況普通徴収11期別番号
253	収納状況普通徴収期別11納付書発行年月日
254	収納状況普通徴収期別11口座振替作成年月日
255	収納状況普通徴収期別11納付証明書発行年月日
256	収納状況普通徴収期別11納期限年月日
257	収納状況普通徴収期別11収納未済額
258	収納状況普通徴収期別11収納済額
259	収納状況普通徴収期別11領収年月日
260	収納状況普通徴収期別11収納年月日
261	収納状況普通徴収期別12番号
262	収納状況普通徴収期別12納付書発行年月日
263	収納状況普通徴収期別12口座振替作成年月日
264	収納状況普通徴収期別12納付証明書発行年月日
265	収納状況普通徴収期別12納期限年月日
266	収納状況普通徴収期別12収納未済額
267	収納状況普通徴収期別12収納済額
268	収納状況普通徴収期別12領収年月日
269	収納状況普通徴収期別12収納年月日
270	収納状況普通徴収現年随時1期別番号
271	収納状況普通徴収現年随時期別1納付書発行年月日
272	収納状況普通徴収現年随時期別1口座振替作成年月日
273	収納状況普通徴収現年随時期別1納付証明書発行年月日
274	収納状況普通徴収現年随時期別1納期限年月日
275	収納状況普通徴収現年随時期別1収納未済額
276	収納状況普通徴収現年随時期別1収納済額
277	収納状況普通徴収現年随時期別1領収年月日
278	収納状況普通徴収現年随時期別1収納年月日
279	収納状況普通徴収現年随時2期別番号
280	収納状況普通徴収現年随時期別2納付書発行年月日
281	収納状況普通徴収現年随時期別2口座振替作成年月日
282	収納状況普通徴収現年随時期別2納付証明書発行年月日
283	収納状況普通徴収現年随時期別2納期限年月日
284	収納状況普通徴収現年随時期別2収納未済額
285	収納状況普通徴収現年随時期別2収納済額
286	収納状況普通徴収現年随時期別2領収年月日
287	収納状況普通徴収現年随時期別2収納年月日
288	収納状況普通徴収過年度1期別番号
289	収納状況普通徴収過年度期別1納付書発行年月日
290	収納状況普通徴収過年度期別1口座振替作成年月日
291	収納状況普通徴収過年度期別1納付証明書発行年月日
292	収納状況普通徴収過年度期別1納期限年月日
293	収納状況普通徴収過年度期別1収納未済額
294	収納状況普通徴収過年度期別1収納済額
295	収納状況普通徴収過年度期別1領収年月日
296	収納状況普通徴収過年度期別1収納年月日
297	収納状況普通徴収過年度2期別番号
298	収納状況普通徴収過年度期別2納付書発行年月日
299	収納状況普通徴収過年度期別2口座振替作成年月日
300	収納状況普通徴収過年度期別2納付証明書発行年月日
301	収納状況普通徴収過年度期別2納期限年月日
302	収納状況普通徴収過年度期別2収納未済額
303	収納状況普通徴収過年度期別2収納済額

304	収納状況普通徴収過年度期別2 領収年月日
305	収納状況普通徴収過年度期別2 収納年月日
306	収納状況普通徴収過年度3 期別番号
307	収納状況普通徴収過年度期別3 納付書発行年月日
308	収納状況普通徴収過年度期別3 口座振替作成年月日
309	収納状況普通徴収過年度期別3 納付証明書発行年月日
310	収納状況普通徴収過年度期別3 納期限年月日
311	収納状況普通徴収過年度期別3 収納未済額
312	収納状況普通徴収過年度期別3 収納済額
313	収納状況普通徴収過年度期別3 領収年月日
314	収納状況普通徴収過年度期別3 収納年月日
315	収納状況普通徴収過年度4 期別番号
316	収納状況普通徴収過年度期別4 納付書発行年月日
317	収納状況普通徴収過年度期別4 口座振替作成年月日
318	収納状況普通徴収過年度期別4 納付証明書発行年月日
319	収納状況普通徴収過年度期別4 納期限年月日
320	収納状況普通徴収過年度期別4 収納未済額
321	収納状況普通徴収過年度期別4 収納済額
322	収納状況普通徴収過年度期別4 領収年月日
323	収納状況普通徴収過年度期別4 収納年月日
324	収納状況普通徴収過年度5 期別番号
325	収納状況普通徴収過年度期別5 納付書発行年月日
326	収納状況普通徴収過年度期別5 口座振替作成年月日
327	収納状況普通徴収過年度期別5 納付証明書発行年月日
328	収納状況普通徴収過年度期別5 納期限年月日
329	収納状況普通徴収過年度期別5 収納未済額
330	収納状況普通徴収過年度期別5 収納済額
331	収納状況普通徴収過年度期別5 領収年月日
332	収納状況普通徴収過年度期別5 収納年月日
333	収納状況普通徴収過年度6 期別番号
334	収納状況普通徴収過年度期別6 納付書発行年月日
335	収納状況普通徴収過年度期別6 口座振替作成年月日
336	収納状況普通徴収過年度期別6 納付証明書発行年月日
337	収納状況普通徴収過年度期別6 納期限年月日
338	収納状況普通徴収過年度期別6 収納未済額
339	収納状況普通徴収過年度期別6 収納済額
340	収納状況普通徴収過年度期別6 領収年月日
341	収納状況普通徴収過年度期別6 収納年月日
342	収納状況普通徴収過年度7 期別番号
343	収納状況普通徴収過年度期別7 納付書発行年月日
344	収納状況普通徴収過年度期別7 口座振替作成年月日
345	収納状況普通徴収過年度期別7 納付証明書発行年月日
346	収納状況普通徴収過年度期別7 納期限年月日
347	収納状況普通徴収過年度期別7 収納未済額
348	収納状況普通徴収過年度期別7 収納済額
349	収納状況普通徴収過年度期別7 領収年月日
350	収納状況普通徴収過年度期別7 収納年月日
351	収納状況普通徴収過年度8 期別番号
352	収納状況普通徴収過年度期別8 納付書発行年月日
353	収納状況普通徴収過年度期別8 口座振替作成年月日
354	収納状況普通徴収過年度期別8 納付証明書発行年月日
355	収納状況普通徴収過年度期別8 納期限年月日
356	収納状況普通徴収過年度期別8 収納未済額
357	収納状況普通徴収過年度期別8 収納済額
358	収納状況普通徴収過年度期別8 領収年月日
359	収納状況普通徴収過年度期別8 収納年月日
360	収納状況普通徴収過年度9 期別番号
361	収納状況普通徴収過年度期別9 納付書発行年月日
362	収納状況普通徴収過年度期別9 口座振替作成年月日

363	収納状況普通徴収過年度期別 9 納付証明書発行年月日
364	収納状況普通徴収過年度期別 9 納期限年月日
365	収納状況普通徴収過年度期別 9 収納未済額
366	収納状況普通徴収過年度期別 9 収納済額
367	収納状況普通徴収過年度期別 9 領収年月日
368	収納状況普通徴収過年度期別 9 収納年月日
369	収納状況普通徴収過年度 1 0 期別番号
370	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 納付書発行年月日
371	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 口座振替作成年月日
372	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 納付証明書発行年月日
373	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 納期限年月日
374	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 収納未済額
375	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 収納済額
376	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 領収年月日
377	収納状況普通徴収過年度期別 1 0 収納年月日
378	激変緩和措置前所得段階
379	納付原簿特例標準割合適用フラグ
380	納付原簿 3 段階特例標準割合適用フラグ
381	再転入有無フラグ
382	合計滞納額
383	合計調定額
384	合計収納済額
385	徴収方法区分 (漢字)
386	納付原簿減免区分 (漢字)
387	納付原簿徴収猶予区分 (漢字)
390	前年度所得段階
391	納付原簿前年度特例標準割合適用フラグ
392	納付原簿前年度 3 段階特例標準割合適用フラグ
393	納付原簿政令広域コード
398	納付送付先使用開始年月日
399	納付送付先使用終了年月日
400	納付送付先氏名 (カナ)
401	納付送付先氏名 (漢字)
402	納付送付先住所 (漢字) 連結
403	納付送付先郵便番号 (漢字)
413	支給限度管理期間開始年月日
414	支給限度管理期間終了年月日
427	減免申請書年月日
428	減免事由コード
429	減免その他理由 (漢字)
430	減免対象開始年月日
431	減免対象終了年月日
432	減免決定年月日
433	減免決定事由コード
434	減免決定内容 (漢字)
435	減免前保険料年額
436	減免後保険料年額
437	減免承認不承認通知年月日
438	減免取消年月日
439	減免取消内容 (漢字)
440	減免取消通知年月日
441	徴収猶予申請書年月日
442	徴収猶予事由コード
443	徴収猶予その他理由 (漢字)
444	徴収猶予対象開始年月日
445	徴収猶予対象終了年月日
446	徴収猶予決定年月日
447	徴収猶予決定事由コード
448	徴収猶予決定内容 (漢字)

449	徴収猶予前保険料年額
450	徴収猶予承認不承認通知年月日
451	徴収猶予取消年月日
452	徴収猶予取消内容 (漢字)
453	徴収猶予取消通知年月日
454	被保険者個人区分 (漢字)
455	被保険者資格取得事由 (漢字)
456	被保険者資格喪失事由 (漢字)
457	納付原簿通知書通知理由 (漢字)
458	納付原簿賦課結果 (漢字)
459	納付原簿年金 (漢字)
460	納付原簿特別徴収中止区分 (漢字)
461	納付原簿特別徴収中止事由 (漢字)
462	納付原簿調定取消事由 (漢字)
463	減免決定事由 (漢字)
464	徴収猶予決定事由 (漢字)
465	過誤納有フラグ
466	還付未済フラグ
467	不能欠損有フラグ
468	督促催告不要フラグ
469	延滞金有フラグ

給付情報

項番	日本語名称
1	介護保険者番号
2	被保険者番号
3	世代通番
4	履歴通番
5	抽出年月
6	サービス事業者都道府県コード
7	サービス事業者コード
8	給付区分コード
9	サービス種類コード
10	サービス項目コード
11	給付実績入力識別コード
12	給付区分（漢字）
13	抽出種類コード
14	支給対象年月
15	支給決定年月日
16	審査年月
17	サービス点数
18	費用額
19	給付額
20	公費請求額
21	利用者負担額
22	社会福祉法人軽減額
23	給付実績明細回数
24	給付実績明細決定前回数
25	サービス決定前点数
26	サービス事業者番号
27	サービス事業者名（漢字）
28	サービス種類名（漢字）
29	サービス項目名（漢字）
30	給付管理票計画単位数
31	給付管理票作成サービス事業者番号
32	担当介護支援専門員番号
33	委託先居宅介護支援事業所番号
34	委託先担当介護支援専門員番号
35	資格喪失事由コード
36	資格喪失事由（漢字）
37	資格喪失年月日
38	世帯番号
39	被保険者氏名（カナ）
40	被保険者氏名（漢字）
41	本名通称名区分コード
42	生年月日
43	被保険者年齢
44	性別コード
45	性別（漢字）
46	被保険者都道府県コード
47	被保険者市町村コード
48	被保険者町名コード
49	被保険者親郵便番号
50	被保険者子郵便番号
51	被保険者連結住所（漢字）
52	被保険者都道府県名（漢字）
53	被保険者市町村名（漢字）
54	被保険者住所（漢字）
55	被保険者番地（漢字）
56	被保険者方書（漢字）
57	被保険者番地

58	被保険者番号
59	被保険者枝番号
60	被保険者電話番号
61	被保険者住所地特例者区分コード
62	被保険者住所地特例者適用開始年月日
63	被保険者住所地特例者適用変更年月日
64	被保険者住所地特例者適用終了年月日
65	被保険者市内外区分コード
66	行政区コード
67	政令広域コード
68	個人区分コード
69	個人区分（漢字）
70	個人番号
71	日常生活圏域抑止コード
72	日常生活圏域コード
73	日常生活圏域名（漢字）
74	地域包括支援センターコード
75	地域包括支援センター名（漢字）
76	要介護状態区分コード
77	要介護状態区分（漢字）
78	認定年月日
79	認定有効期間開始年月日
80	認定有効期間終了年月日
81	受給者支給限度管理期間終了年月日
82	予備10-1領域
83	予備10-2領域
84	予備30領域
85	更新通番
86	更新操作者コード
87	更新年月日
88	更新時刻
89	作成操作者コード
90	作成年月日
91	作成時刻

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 ・個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 システム連携で入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づけ、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 全般 <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク

- ・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。
- ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。
- ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。
- ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。
- ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
- ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。
- ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。
- ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。
- ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。
- ・個人所有の電子計算機を持ち込み、接続を禁止している。
- ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。 <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
-----------------	---

<p>具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・介護保険システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末には生体情報とパスワードで認証。 ・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 ・システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム、国保連合会伝送通信システム <ul style="list-style-type: none"> ・IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末には生体認証とパスワードで認証。 ・システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDと生体情報で認証。 ・システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 ・電子申込システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDと生体情報で認証。 ・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 ・システムのパスワードはシステム管理者が管理。 ・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末に生体情報とパスワードで認証 ・システムにIDとパスワードで認証
-----------------	--

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・国保連合会伝送通信システム ・保険料滞納整理システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・申請管理システム
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバーへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。 	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている</p> <p>2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写、複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所、作業場所における責任体制、作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者の従業者であることを名札等により明示させている。 窓口関連業務の委託事業者がシステムの操作を伴わない業務を行うときは、届出書等に作業者名を記載している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 実施機関内の他部署システムとの連携においては、介護保険システムと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛名番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置></p> <p>中間サーバーに保存される介護保険関係情報の副本は、介護保険システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

○入手した特定個人情報が不正確であるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバー室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバーは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ② 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p>＜申請管理システムにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請管理システムをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・施錠（静脈認証）管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域としている。 ② 承認外の物品、記憶媒体、通信機器が持ち込まれないようにシステムで制御している。 ③ 申請管理システム接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 <p>＜検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <p>＜申請管理システムにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ネットワークによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・UTM等の導入、アクセス制限、侵入検知・防止、ログ解析を行っている。 ・SSL-VPNによる暗号化通信で不正アクセス防止している。 ・直接攻撃を防護するためにDMZセグメント（セキュリティ境界）を設置している。 ② アプリケーションによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・使用した情報が端末に残らない仕組みで個人情報の不正持ち出しや端末の盗難等の情報漏洩リスクを防止している。 ・申請管理システム及び事前申請システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行っている。
	<p>リスクへの対策は十分か</p>

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。特に窓口関連業務委託事業者に対しては、従業者へのセキュリティ研修の実施、従業者全員の守秘義務遵守の誓約書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情報セキュリティに関する内部監査を行うことなど情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康医療部 保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険相談課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2772 福祉部 長寿社会政策課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2837 長寿安心課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話番号 06-6858-2833
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-2(システム4)-② システムの機能	1. 大阪府国民健康保険団体連合会と情報の連携を行う。	1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 ※ 国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で国保連合会との間で、データの送受信を行う。なお、通信環境は専用回線を使用している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月14日	I-2(システム4)-③ 他のシステムとの接続	介護保険システム	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月14日	I-4 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	事後	重要な項目の変更であるが、すでに移転先2において予定されていたため、重要な変更にあたらない
平成28年6月14日	I-5-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、93、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・43・44・46・47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・10・19・25・30・32・33・43・44・46・47・49・53・55条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月14日	I-6-② 所属長	保険収納課 : 竹本 浩 高齢施策課 : 森 浩也 高齢者支援課 : 貴志 守光	保険収納課 : 河野 秀志 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 山本 貢司	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月14日	II-2-④(別添1) 全ての記録項目	(認定情報) 要介護度・・・ケアプラン作成依頼情報	(受給者情報) 要介護度・・・特定入所認定証有効期限 配偶者有無 配偶者課税状況 預貯金等申告区分 同意書有無 非該当通知記載理由 ケアプラン作成依頼情報 利用者負担割合証情報(交付年月日 交付事由 負担割合 適用期間 開始日 適用期間終了日 1割負担理由)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月14日	II-2-④(別添1) 全ての記録項目	(給付情報) サービス提供年月・・・取扱年月	(給付情報) サービス提供年月・・・取扱年月 基準収入額適用申請情報(勧奨通知日 申請期限 申請年月日 有効開始年月 公的年金収入額 給与収入額 その他収入額)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月14日	II-4 委託の有無	2件	3件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年6月14日	II-4(委託事項3) ①～⑥		委託事項3を新規追加	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

平成28年6月14日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(25)件 [○]移転を行っている(8)件	[○]提供を行っている(37)件 [○]移転を行っている(14)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月14日	II-5(移転先2)-① 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1)に基づく利用のため番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用条例第3条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月14日	II-5(移転先3) ①~⑦		移転先3を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・94・95・97・106・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・10・19・25・30・32・33・43・44・46・47・49・53・55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46・47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・94・95・97・106・108・109・117・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・第12条の3・19条・25条・30条・32条・33条・43条・第43条の2・44条・47条・49条・53条・55条・第55条の2・第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条・47条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-4 委託の有無	3件	4件	事前	重要な項目
平成29年6月30日	II-4(委託事項4) ①~⑥		委託事項4を新規追加	事前	重要な項目
平成29年6月30日	II-5(提供先3) ①~⑦		提供先3を新規追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月30日	III-4 その他の措置の内容	右の記述を追加		事前	重要な項目 ・委託事業者の従業者であることを名札等により明示させている。 ・窓口関連業務の委託事業者がシステムの操作を伴わない業務を行うときは、届出書等に事業者名を記載している。
平成29年6月30日	III-5 特定個人情報の提供・移転に関するルール -ルールの内容及びルール遵守の確認方法	豊中市電子計算組織の管理及び運営に関する規則及び、個人情報保護条例の規定に基づき、庁内連携システムを通じて提供・移転する場合は、あらかじめ提供・移転先の担当部署から 入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更には当たらない

平成29年6月30日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護 条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した 契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護 条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した 契約を締結している。特に窓口関連業務委託 事業者に対しては、従業者へのセキュリティ研 修の実施、従業者全員の守秘義務遵守の誓約 書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる 可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情 報セキュリティに関する内部監査を行うことなど 情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を 締結している。	事前	重要な項目
平成29年6月30日	Ⅳ-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成29年6月30日	Ⅴ-1-① 実施日	平成27年6月12日	平成29年6月29日	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年4月1日	I-6-② 所属長	保険資格課 : 堀山 雅秀 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 河野 秀志 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 山本 貢司	保険資格課 : 河野 秀志 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 山本 貢司 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 尾崎 誠一	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2	システム2(共通宛名システム) システム3(国保住登外宛名システム) システム5(保険ファイリングシステム)	左のシステムを削除し、以降のシステムを繰り 上げ	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム1) ③他のシステムとの接続	保険ファイリングシステム、保険料滞納整理シ ステム	保険料滞納整理システム、中間サーバー	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	情報提供の根拠に右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第15 条・第25条の2	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
平成30年6月28日	Ⅱ-4(委託事項1) ①委託内容	システムの障害監視作業	左の内容を削除	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅱ-4(委託事項1) ③委託先名	(株)NTTデータ関西	(株)日立製作所	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅱ-4(委託事項2) ①委託内容	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作 業、障害復旧作業	庁内連携システム及び関連システムシステム の障害監視作業	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・共通宛名システム・国保住登外宛名システ ム	左のシステムの記載を削除	事後	重要な項目の変更であるがリ スクを低減するものであるた め事後変更とする
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) その他の措置の内容	・共通宛名システム・国保住登外宛名システ ム	左のシステムの記載を削除	事後	重要な項目の変更であるがリ スクを低減するものであるた め、重要な変更には当たらない
平成30年6月28日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護 条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した 契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護 条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受 託業者による従業員(再委託先含む)への教育 の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、 表現の見直しによるものであ るため、重要な変更には当た らない
平成30年6月28日	(別添1)ファイル記録項目 (収納情報)	不能欠損理由 不能欠損情報	不納欠損理由 不納欠損情報	事後	誤字修正

令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-① 部署	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課・高齢施策課	健康医療部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	保険資格課 : 河野 秀志 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 山本 貢司 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 尾崎 誠一	保険資格課長 保険給付課長 保険収納課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課・高齢施策課	健康医療部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-3-④ 使用部署	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課・高齢施策課・高齢者支援課	健康医療部 保険給付課・保険資格課・ 保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-4-委託事項1-③ 委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号2移転先	健康福祉部 健康増進課	健康医療部 保健予防課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号3移転先	健康福祉部 福祉事務所	福祉部 福祉事務所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号4移転先	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課	健康医療部 保険給付課 保険資格課 保険収納課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号6移転先	健康福祉部 高齢者支援課	福祉部 長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号8移転先	健康福祉部 福祉事務所	福祉部 福祉事務所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号9移転先	健康福祉部 保健予防課	健康医療部 保健予防課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2移転先番号10移転先	健康福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・ 58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・ 106・108・109・117・120の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・ 58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・ 106・108・109・119の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和1年6月28日	II-5特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項5を新規追加	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、委託内容の変更ではなく誤記修正であるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑤再委託の許諾方法	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑥再委託事項	—	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	II-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	別紙1		提供先番号25を追加挿入	事後	記載漏れ修正
令和2年6月30日	III-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	III-6(リスク2) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	III-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 右の内容を追記	【物理的対策】 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更には当たらない

令和2年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-10	-	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年10月20日	表紙 特記事項	<p>豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。</p> <p>なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。</p>	削除	事前	
令和3年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・119の項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅱ-3-① 入手元	<p>[○]評価実施期間内の他部署()</p> <p>[○]行政機関・独立行政法人等()</p> <p>[○]地方公共団体・地方独立行政法人()</p>	<p>[○]評価実施機関内の他部署(住民票担当部署、地方税担当部署、生活保護担当部署)</p> <p>[○]行政機関・独立行政法人等(後期高齢者医療広域連合、国保組合、共済組合、日本年金機構等)</p> <p>[○]地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村、地方公共団体システム機構)</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない

令和3年6月30日	III-3(リスク2) 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム IDカードとパスワードで認証。 ・保険料滞納整理システム、国保連合会伝送通信システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム、団体内統合宛名システム 介護保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム、国保連合会伝送通信システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム 介護保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	III-8 実施の有無	[<input type="radio"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	
令和3年6月30日	IV-2-① 連絡先	保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2295 保険資格課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2301	保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険資格課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2300	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条・47条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条・47条 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年12月24日	II-5-① 法令上の根拠	<p>提供先1 番号法 第19条第7号 (別表第2)</p> <p>提供先2 番号法 第19条第7号 (別表第2の95の項)</p> <p>提供先3 番号法第19条第8号</p>	<p>提供先1 番号法 第19条第8号 (別表第2)</p> <p>提供先2 番号法 第19条第8号 (別表第2の95の項)</p> <p>提供先3 番号法第19条第9号</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム8) ①システムの名称	—	電子申込システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム8) ②システムの機能	—	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-3 ②入手方法	[]その他	[○]その他(電子申込システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4 委託の有無	5件	6件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更には当たらない
令和4年6月30日	II-4(委託事項6)	—	電子申込システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項6) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項6) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項3) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項6)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	別紙1 提供先番号12 ①法令上の根拠 主務省令の条項	未定	第22条の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	別紙1 提供先番号13 ①法令上の根拠 主務省令の条項	未定	第24条の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	別紙1 提供先番号16 ①提供先における用途(別表第二の事務)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	別紙1 提供先番号17 ①法令上の根拠 主務省令の条項	未定	第31条の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	別紙2 移転先番号3 事務内容(別表第一下欄)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	別紙2 移転先番号5 事務内容(別表第一下欄)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

<p>令和4年6月30日</p>	<p>Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受け、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受け、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受け、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受け、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない</p>
<p>令和4年6月30日</p>	<p>Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法</p>	<p>・介護保険システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム、国保連合会伝送通信システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム 介護保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。</p>	<p>・介護保険システム 端末には生体情報とパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム、国保連合会伝送通信システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末には生体認証とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム 介護保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 ・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない</p>

令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	○入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	I-2 システム8 ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ①システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ②システムの機能	—	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム10 ①システムの名称	—	申請管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	I-2 システム10 ②システムの機能	—	<ul style="list-style-type: none"> 1. 申請データ取込み機能 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム10 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-6 実施機関における担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ①部署 健康医療部 保険給付課・保険資格課・保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課 ②所属長の役職名 保険給付課長 保険資格課長 保険収納課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長 	<ul style="list-style-type: none"> ①部署 健康医療部 保険給付課・保険相談課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課 ②所属長の役職名 保険給付課長 保険相談課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ②入手方法	[○]その他(電子申込システム)	[○]その他(電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ⑤使用方法	右記の文言を追加	<申請管理システム> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ⑤使用方法 情報の突合	右記の文言を追加	<申請管理システム> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4 委託の有無	6件	7件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更には当たらない

【別紙】変更箇所(続き)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	II-4(委託事項5)	—	申請管理システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5) ③委託先名	—	富士フイルムシステムサービス株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	II-6 保管場所	右記の文言を追加	<p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p><申請管理・事前申請における措置></p> <p>申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っているデータセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	(別紙2)番号法第9条第1項(別表第一)に定める移転先一覧表	2 健康医療部 保健予防課 4 健康医療部 保険給付課 保険資格課 保険収納課 7 健康医療部 保険給付課 保険資格課 保険収納課	2 健康医療部 健康危機対策課 4 健康医療部 保険給付課 保険相談課 7 健康医療部 保険給付課 保険相談課 9 健康医療部 健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	右記の文言を追加	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	不適切な方法で入手が行われるリスク ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・申請管理システム(クラウド)と豊中市との間はVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	右記の文言を追加。	・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・子ども子育て支援システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・子ども子育て支援システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・申請管理システム	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 に右記の文言を追記	<p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請管理システムをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域としている。 ②承認外の物品、記憶媒体、通信機器が持ち込まれないようにシステムで制御している。 ③申請管理システム接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【技術的対策】 に右記の文言を追記	<p><検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ネットワークによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・UTM等の導入、アクセス制限、侵入検知・防止、ログ解析を行っている。 ・SSL-VPNによる暗号化通信で不正アクセス防止している。 ・直接攻撃を防護するためにDMZセグメント(セキュリティ境界)を設置している。 ②アプリケーションによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・使用した情報が端末に残らない仕組みで個人情報の不正持ち出しや端末の盗難等の情報漏洩リスクを防止している。 ・申請管理システム及び事前申請システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行っている。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追記	○特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク ・サービス検索・電子申請機能から申請管理システムへのデータ連携は、未連携・ダウンロードの申請を1時間ごとに取得している。 ・申請データ一覧と申請管理システムでのステータス管理を定期的に整合性を確認している。 ○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・申請管理システムのデータは、申請書の保存年限が過ぎたものを削除する運用としている。システムサービス利用契約終了後は即データ消去される。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅳ開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療部 保険給付課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階)電話番号06-6858-2771 保険資格課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階)電話番号06-6858-2300 保険収納課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階)電話番号 06-6858-2306 福祉部 長寿社会政策課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階)電話番号06-6858-2234 長寿安心課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階)電話番号06-6858-2833	健康医療部 保険給付課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号06-6858-2771 保険相談課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号06-6858-2772 福祉部 長寿社会政策課 〒561-501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階)電話番号06-6858-2837 長寿安心課 〒561-8501豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話番号06-6858-2833	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更